

施設基準のご案内

[令和8年6月1日現在]

1. 当病院は、急性期一般入院料2の施設基準です。
この基準は、一人一人の患者さんに手厚い看護を提供できるように入院患者さん10人に1人以上の看護職員（看護師の割合70%以上）を配置しております。
該当病棟は、4A、5A、5B、6A病棟です。各病棟に日中・夜間における人員配置が細かく掲示してあります。
2. 当病院は、回復期リハビリテーション病棟入院料3の施設基準です。
この基準は、入院患者さん15人に1人以上の看護職員（看護師の割合40%以上）を配置しております。当該病棟は、6B病棟です。
3. 当病院は、地域包括ケア病棟入院料1の施設基準です。
この基準の病床は、入院患者さん13人に1人以上の看護職員（看護師の割合70%以上）を配置しております。当該病棟は、3B病棟です。
4. 当病院は、全病棟にて「院内感染防止対策」「医療安全管理体制」「褥瘡対策」「栄養管理体制」「意思決定支援の基準」「身体的拘束の最小化」を実施しています。
5. 当病院は、入院時食事療養（I）の施設基準です。
常勤栄養管理士により適時適温で計画的な食事療法が行われています。
6. 入院中の患者への家族等による面会については、感染対策等の正当な理由なく面会を妨げないよう面会に係る規定を策定する等の配慮をしております。
7. 当病院における基本診療料と特掲診療料の施設基準については「病院のご案内」→「施設概要・施設基準」を参照ください。